

後期高齢者医療保険料の口座振替について

年金天引き

(特別徴収)対象の方へ

年金天引きにより後期高齢者医療保険料を納付されている方は、申し出いただすことにより口座振替への変更ができます。

納付書払い

(普通徴収)対象の方へ

口座振替により保険料を納付する場合、所得税等の社会保険料控除については、口座名義人の方（被保険者本人または被保険者と生計を一にする配偶者その他の親族に限る）に適用されます。

後期高齢者医療保険料は、原則として年金天引きですが、①年金が年額18万円未満の場合、②後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料を合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は、年金天引きとならず納付書により納めていただきます。納め忘れなどがない、便利な口座振替をご利用ください。

②通帳と届出印を用意し、金融機関で口座振替依頼をしてください。

※申し出から口座振替開始まで3ヶ月かかります。

※口座振替の依頼を金融機関で手続きしただけでは、

年金からの天引きは中止されません。

※口座振替を希望されない方は、手続きの必要はありません。

還付金詐欺にご注意！

「医療費の還付金があります」などと偽り、ATM（現金自動預払機）から現金を振り込ませようとする

手口が県内で発生しています。不審な電話はすぐに対応せず、住民課へお問い合わせください。

◆問い合わせ

住民課国保年金班
☎(84)1214

新成人のみなさん

國民年金の加入手続きを！

日本国内に住所を有する20歳から60歳までの方は、国民年金（基礎年金）に加入する義務があります。自営業者、学生の方などは第1号被保険者に、サラリーマンや公務員の方は第2号被保険者に、第2号被保険者に扶養されている配偶者は第3号被保険者になります。

1号被保険者に、サラリーマンや公務員の方は第2号被保険者に、第2号被保険者に扶養されている配偶者は第3号被保険者になります。

国民年金は、老後の所得

保障だけではなく、病気やけがで重い障害が残つたり、18歳未満の子を残して親が亡くなつたりしたときにも年金が支給されます。加入手続きは、第1号被保険者は配偶者の勤務先などを経由して行います。第2号被保険者は厚生年金保険などの加入手続きに合わせて行いますので、個別の手続きは必要ありません。

なお、学生である場合など、収入が少ないために納付ができない場合は、申請により保険料が免除される制度があります（日本年金機構で所得の審査があります）。この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となつていると、万一のときに障害年金が受け取れないなど思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

住民基本台帳カードと電子証明書(公的個人認証)

e-Taxの利用登録を行

うには、町で発行する「電子証明書（公的個人認証）」を使用し、公的個人認証取得には住民基本台帳カードが必要です。写真つき住民基本台帳カードは、

公的個人認証を格納するほかにも行政機関や金融機関等の窓口で本人確認等を行

う時の公的な証明書として活用でき、運転免許証等の写真つき証明書（身分証明書）がない方にはとても便利です。発行は、住民課窓口で手続きをお願いします。

◆問い合わせ

住民課国保年金班
☎(84)1214

◎住民基本台帳カードと電子証明書(公的個人認証)

手数料 各500円

◆問い合わせ

東金税署
・e-Taxに関すること

☎0475(5)3121
・住民基本台帳カード・電子証明書に関すること

住民課住民班
☎(84)1214